

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成 31 年 4 月 3 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町税条例の一部を改正する条例

（別紙）

平成 31 年 3 月 29 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が本年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項から第 18 項までを削り、附則第 19 項中「第 30 条第 6 項第 1 号」を「第 30 条第 2 項第 1 号」に、「左」を「左欄」に改め、同項を附則第 16 項とし、附則第 20 項中「第 30 条第 7 項第 1 号」を「第 30 条第 3 項第 1 号」に改め、「三輪以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項を附則第 17 項とし、附則第 21 項中「第 30 条第 8 項第 1 号」を「第 30 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の葉山町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

条例の概要

題名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

軽自動車税の税率の特例に用いる三輪以上の軽自動車を規定している法附則第30条の改正に伴い、当該規定を引用している条例の規定を改正することとした。

3 施行期日

（1）この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

（2）この条例は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>葉山町税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>15 (略)</p>	<p>葉山町税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に <u>対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が平成28年4月1日 <u>から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合</u>におい <u>て、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表</u> <u>の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">第28条第2号ア</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>17 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車 <u>(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第20項及び</u> <u>第21項において同じ。)</u>に対する第28条の規定の適用については、当該軽 <u>自動車</u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号 <u>指定を受けた場合</u>において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の <u>左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲</u> <u>げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">第28条第2号ア</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </table>	第28条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第28条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第28条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第28条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	10,800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													

改正後	改正前															
	<p>18 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 440 2069 676"> <tr> <td data-bbox="1173 440 1630 486">第28条第2号ア</td> <td data-bbox="1630 440 1854 486">3,900円</td> <td data-bbox="1854 440 2069 486">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1630 486 1854 533">6,900円</td> <td data-bbox="1854 486 2069 533">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1630 533 1854 579">10,800円</td> <td data-bbox="1854 533 2069 579">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1630 579 1854 625">3,800円</td> <td data-bbox="1854 579 2069 625">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1630 625 1854 671">5,000円</td> <td data-bbox="1854 625 2069 671">3,800円</td> </tr> </table>	第28条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第28条第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
<p>16 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 995 1066 1043"> <tr> <td data-bbox="174 995 546 1043">(略)</td> <td data-bbox="546 995 801 1043">(略)</td> <td data-bbox="801 995 1066 1043">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<p>19 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 995 2069 1043"> <tr> <td data-bbox="1173 995 1545 1043">(略)</td> <td data-bbox="1545 995 1800 1043">(略)</td> <td data-bbox="1800 995 2069 1043">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)														
(略)	(略)	(略)														
<p>17 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>20 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															

改正後			改正前		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>18 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>21 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)